

低平地研究会規約

(名 称)

第1条 本会は、低平地研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 研究会は、低平地に関する研究及び情報交換並びにそれらの支援を図り、もって低平地域の発展に寄与することを目的とする。

(構 成)

第3条 研究会は、前条の目的に賛同する個人（個人会員）、国・地方公共団体、各種団体、民間企業（以上、特別会員）及び学生（学生会員）をもって組織する。

2 研究会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 運営委員 12名以上15名以内
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任、任期)

第4条 運営委員は別紙一の職にある者をもって充てる。

ただし、佐賀大学教授には、元佐賀大学教授を含むものとする。

- 2 会長は運営委員会で選任する。
- 3 会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 運営委員会に委員長を置く。
- 5 幹事長、副幹事長及び幹事は、運営委員の中から運営委員長が委嘱する。
- 6 監事は、会長、運営委員及び幹事以外の者のうちから運営委員会において選任する。
- 7 運営委員、幹事及び監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 補欠または増員によって選任された役員の任期は、前任者または現に就任している者の残任期間とする。
- 9 運営委員の構成に変更の必要が生じた場合は、運営委員会で協議のうえ決定する。
- 10 必要があるときは、会員以外の者に運営委員会への出席を求めることができるものとする。

(役員職務)

第5条 会長は研究会を総理し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者が会長を代行する。あらかじめ指名した者とは、特に定めのない場合は運営委員長とする。

- 2 運営委員は運営委員会を構成し、会務の執行に当たる。
- 3 幹事は、運営委員長を補佐し、この会の企画運営等に当たる。
- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 役員は、任期終了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(特別顧問及び顧問)

第6条 この会に特別顧問及び顧問若干名を置くことができる。

2 特別顧問は、会長経験者等の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、運営委員会の推薦により会長が委嘱する。

4 特別顧問及び顧問は、会務に関し会長の諮問に応じ会長に助言する。また、運営委員会に出席して意見を述べることができる。

(事業)

第7条 研究会は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 低平地に関する学術研究並びに情報交換及び交流

(2) 低平地研究の支援

(3) 低平地に関する講演会等の主催、共催

(4) 海外を含む他の研究機関、各種団体等との交流

(5) その他、研究会の目的達成に必要な事業

(専門部会)

第8条 研究会に専門部会を置くことができる。専門部会の活動については、各部会長一任とする。ただし、幹事長招集による部会連絡調整会議において、その詳細を報告するものとする。

2 専門部会は、研究会が行う事業のうち学術研究活動を行う。

(会計)

第9条 研究会の運営に要する経費は、会費、寄付金その他の収入により支弁する。会費の額は別に定めるものとする。

2 研究会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第10条 事務局は、佐賀大学理工学部に置く。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、運営委員会に諮り定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成5年11月1日から施行する。

2 研究会の設立当初の役員は第4条の規定にかかわらず、別紙-2役員名簿のとおりとし、その任期は第4条の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。

3 研究会の設立当初の会計年度は第9条の規定にかかわらず、研究会設立の日から平成6年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成6年3月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年5月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年4月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年4月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年5月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年5月24日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成20年5月22日から施行する。ただし、第10条を改める規定は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年10月24日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成28年4月28日から施行する。ただし、第10条を改める規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年6月5日から施行する。

運 営 委 員

前低平地研究会会長

佐賀大学教授（元佐賀大学教授）、准教授及び講師

国土交通省武雄河川事務所長

国土交通省佐賀河川事務所長

佐賀県県民環境部長

佐賀県産業労働部長

佐賀県農林水産部長

佐賀県県土整備部長

佐賀市副市長

(一社)佐賀県建設業協会会長

佐賀県土地改良事業団体連合会専務理事

(公財)佐賀県建設技術支援機構理事長

低平地研究会内規

(運営委員)

1. 運営委員は佐賀大学、国、地方公共団体、関連団体、民間企業から選出する。
2. 運営委員会委員長は佐賀大学関係者から選出する。

(幹事)

3. 運営委員の互選により、若干名の幹事を定め、運営委員会において決定すべき事項の企画立案等に当たる。

(会費)

4. 低平地研究会規約による会費の年額は次のとおりとする。

個人会員	2,000円
特別会員	1口 50,000円
学生会員	1,000円